

情報理論とその応用サブソサイエティが主催する 研究集会におけるスコープ審査規程

情報理論とその応用サブソサイエティ

2022 年 9 月 3 日 制定

第 1 条 目的

情報理論とその応用サブソサイエティが主催または共同主催する研究集会で公募する講演は、研究集会毎に定める技術的内容に関する講演を受け付ける。以下、これに含まれない（以下、スコープ外）可能性がある講演申し込みに対して実施する審査（スコープ審査）の手順を定める。

第 2 条 審査委員会の設置

- (1) 当該研究集会の実施組織が講演申し込み時に提供された情報に基づき、スコープ外の可能性がある講演申し込みがあったと認識した場合、その実施組織内で予備審査を実施する。予備審査の結果、実施組織がスコープ審査を必要とすると判断した場合、その旨を情報理論とその応用サブソサイエティ長に直ちに連絡する。
- (2) (1)の場合、情報理論とその応用サブソサイエティ長は、審査委員会を速やかに設置する。
- (3) サブソサイエティ長と実施組織代表者の連名で、スコープ審査を実施する旨を講演申込者に通知する。

第 3 条 審査委員会

- (1) 審査委員会は、サブソサイエティ長を審査委員長として、副サブソサイエティ長、実施組織代表者、若干名のサブソサイエティ委員と実施組織委員を委員とする。
- (2) 審査委員会は、審査対象講演に関する追加の資料の提出を当該申込者に求めることができる。
- (3) 審査委員会は、その講演がスコープ外であるか否かを判定し、当該研究集会での講演の諾否を決定する。
- (4) 審査委員会の開催は、持ち回り、電子メール、チャットを含む適宜の方法により行う。

第 4 条 審査結果の開示

- (1) サブソサイエティ長と実施組織代表者の連名で、講演申し込みの諾否を当該申込者に速やかに通知する。
- (2) 審査委員会は、当該申込者からの異議申し立てを受け付けない。
- (3) 審査委員長は、審議の経緯、講演の諾否、その理由を情報理論とその応用サブソサ

イエティ委員会と実施組織に其々説明するが、当該申込者に対する拒否理由の説明は要しない。

第5条 公開と改定

- (1) 本規程は、情報理論とその応用サブソサイエティのウェブサイトで公開する。
- (2) 本規程の改定は、情報理論とその応用サブソサイエティ委員会の承認を得るものとする。

附則

本規程は、2022年9月10日から施行する。

以上